

岡崎市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、後付けのペダル踏み間違い急発進等を抑制する安全運転支援装置の購入及び設置費の一部を予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、安全運転支援装置を購入及び設置する高齢者に対し、その購入及び設置に要する経費の一部を市が補助することにより、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の安全運転に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 安全運転支援装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）で、安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において設置するものをいう。

(2) 安全運転支援装置取扱事業者

安全運転支援装置の製造業者等が指定する取付け業者で、かつ愛知県内に店舗等を有する事業者をいう。

(3) 店舗等

次のいずれにも該当するものをいう。

ア 原則として、安全運転支援装置取扱事業者又は安全運転支援装置取扱事業者の子会社（会社法平成17年法律第86号第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの

イ 安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの

(4) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であること

イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 安全運転支援装置を設置する日及び補助金の交付申請をする日において、市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者

(2) 令和6年度に満65歳以上となる者のうち、安全運転支援装置を設置しようとする者

- (3) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者
 - (4) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一である者
 - (5) 自動車税及び市税の滞納がない者
 - (6) 転売等を目的として安全運転支援装置を設置しない者
 - (7) 令和6年4月1日以後に安全運転支援装置を設置した自動車を、個人の用途に供する者
 - (8) 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していない者
 - (9) 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、販売及び設置事業者から説明を受けた者
 - (10) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
 - (11) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承する者
 - (12) 装置設置後1年以上その装置を使用する者。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
 - イ 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許を返納したとき。
 - ウ その他市長が認めたとき。
- (13) 前号までの条件に反することが補助金の交付後に判明した場合は、補助金の返還をすることについて了承する者

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、第4条に規定する補助事業者が所有する自動車を対象に、安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において購入及び設置を行う安全運転支援装置の購入費及び設置費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付きの安全運転支援装置の購入費及び設置 33,000円
- (2) 障害物検知機能のない安全運転支援装置の購入費及び設置 16,000円

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- 3 補助対象経費には、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。
- 4 補助金の交付は、補助事業者1人につき1基限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下、「申請者」という。）は、安全運転支援装置を設置した日の属する年度末までに、岡崎市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 申請者と安全運転支援装置の設置に係る契約を締結した者が発行する安全運転支援装置の名称、補助対象経費、設置日が確認できる書類（様式第2号）
- (4) 補助事業に係る領収書の写し
- (5) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し補助金の交付を適当と認めたときは、岡崎市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）により、補助金の交付を不適当と認めたときにあつては岡崎市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた補助事業者は、当該年度末までに岡崎市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金請求書（様式第5号）により、市長に対して補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があつた場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は交付を取り消すものとし、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 関係法令等に違反したとき。
- (3) 第4条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岡崎市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金取消決定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、市長が定める期日までに、当該返還の請求を受けた補助金を返還しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。